

# サステナビリティ開示の動向

## (最近の府令改正と開示の好事例について)

---

2023年3月8日

金融庁



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

※本資料の意見にわたる部分は、講演者の個人的な見解であり、必ずしも所属する組織の見解ではございません。

## I. 最近の府令改正について

A) ディスクロージャーWG報告(2022年6月)を受けた開示府令等改正の全体像

B) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示の導入

C) 【参考】サステナビリティ情報に関する開示のポイント

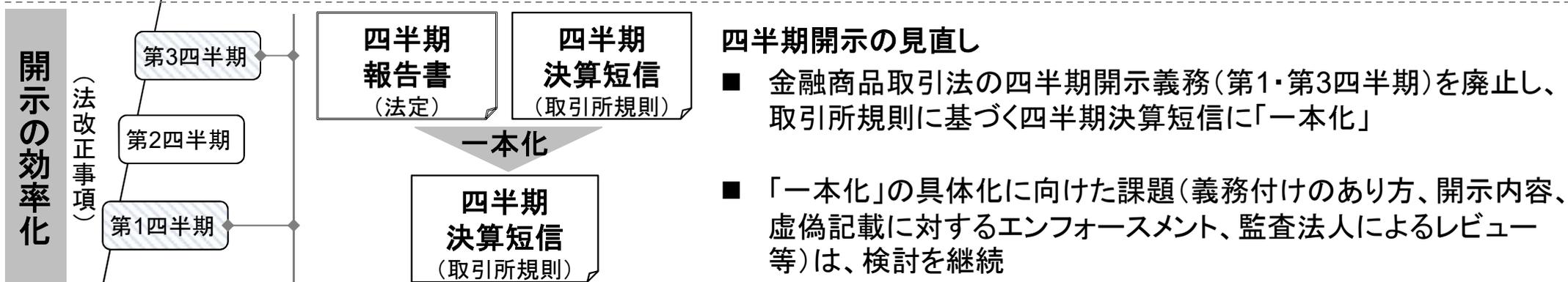
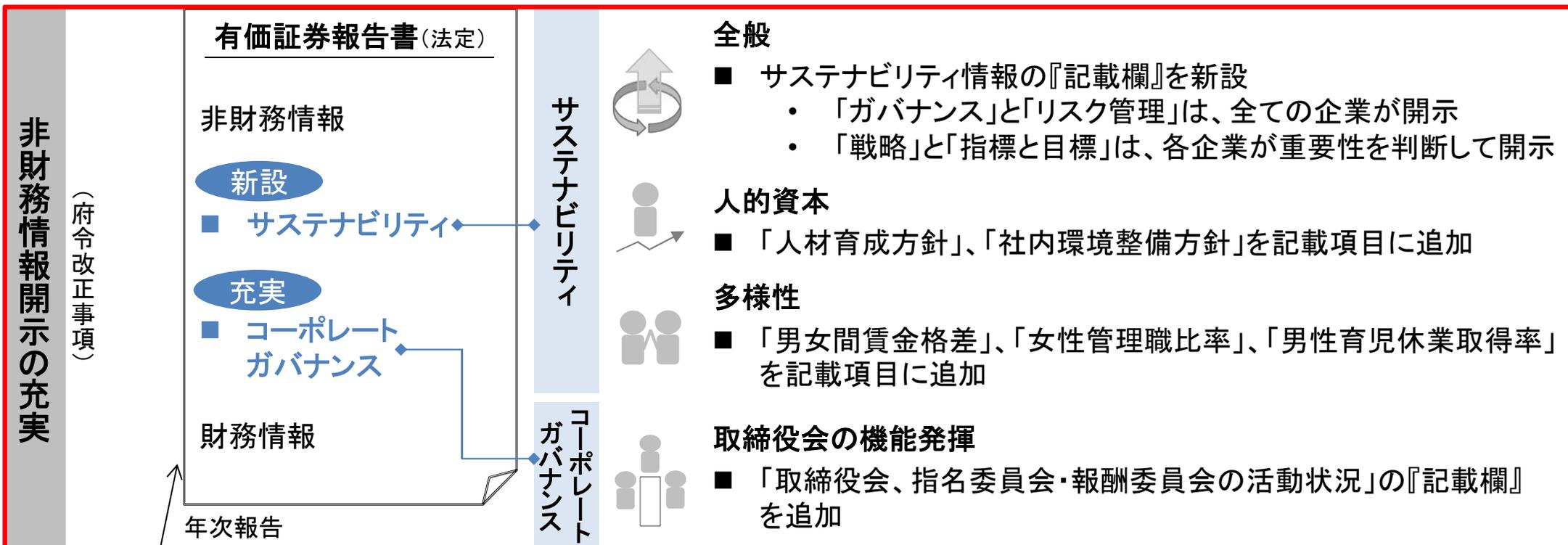
## II. 開示の好事例について

A) 「記述情報の開示の好事例集」の概要

B) 「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)

# 金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月公表)の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

## I. 最近の府令改正について

A) ディスクロージャーWG報告(2022年6月)を受けた開示府令等改正の全体像

B) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示の導入

C) 【参考】サステナビリティ情報に関する開示のポイント

## II. 開示の好事例について

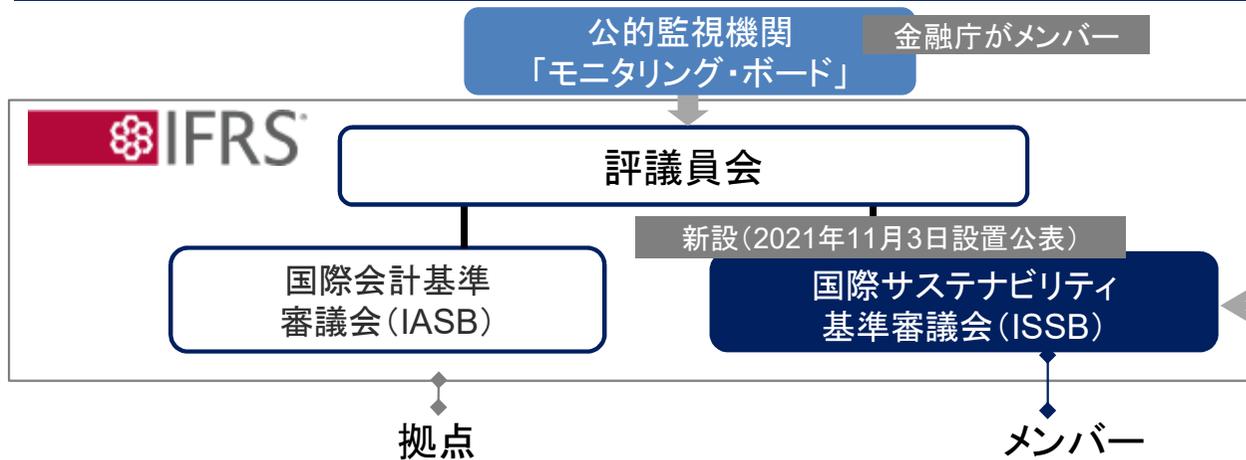
A) 「記述情報の開示の好事例集」の概要

B) 「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)

# サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と日本からの意見発信

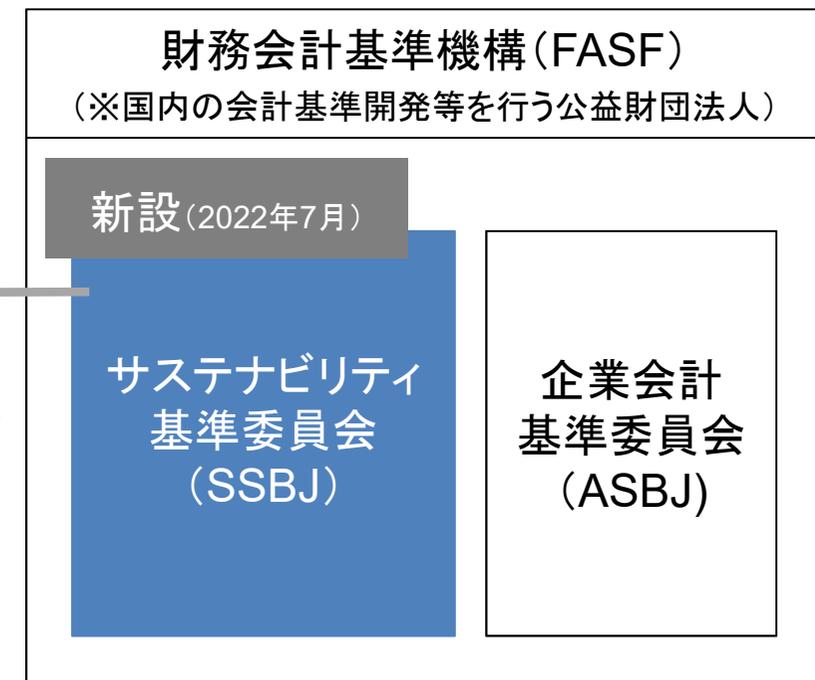
- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定。
- IFRS財団は、気候変動開示基準について、2023年前半に最終化を予定。また、2023年前半にISSBの基準策定における優先アジェンダ(例:自然資本、人的資本等)を決定するための市中協議を実施予定。日本からは、「サステナビリティ基準委員会」が国内の意見をまとめ、意見発信。

## 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



(出所)エマニュエル・ファベール氏の顔写真はIFRS財団ウェブサイトから掲載

## 日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

議長



エマニュエル・ファベール氏 (仏)  
(元ダノンCEO)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

# ISSB基準の公開草案

- 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は全般的な開示要求事項（S1基準）及び気候関連開示（S2基準）の基準に関する公開草案を公表。市中協議（コメント期限：2022年7月29日）を経て、2023年前半に基準を最終化予定

## ISSB基準の公開草案の概要

### 全般的な開示要求事項 （S1基準）

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定（例）重要性の判断、開示場所に関する要件等

### 気候関連開示 （S2基準）

- 企業の気候関連リスクと機会に関する開示要件を設定
- TCFDの4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- TCFDとの主な違いは、温室効果ガス（GHG）排出量のScope 3<sup>（注1）</sup>の開示の要求、及び業種別指標の開示の要求

### （参考）SSBJにおける現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画（2023年2月2日公表）

- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2023年1月、以下の項目に関するプロジェクトを開始することを決定。
  - ISSBのS1基準に相当する基準（日本版S1基準）の開発（日本版S1プロジェクト）
  - ISSBのS2基準に相当する基準（日本版S2基準）の開発（日本版S2プロジェクト）
- ISSBよりS1基準及びS2基準の確定基準が2023年6月末までに公表されることを前提に、日本版S1プロジェクト及び日本版S2プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられるとしている。

1 公開草案の目標公表時期

2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）

2 確定基準の目標公表時期

2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）

（注1）Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3：Scope 1、Scope 2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）（出所）IFRS財団プレスリリース（2022年3月31日公表）、SSBJ「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（2023年2月2日公表）

# サステナビリティ開示に関する対応

- 日本企業の創意工夫によりサステナビリティ開示が積み上がっている中、金融審議会（ディスクロージャーワーキング・グループ）では、有価証券報告書（法定書類）において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設を提言（2022年6月）
- 将来的には、日本の「サステナビリティ基準委員会」が検討した具体的開示内容（開示基準）を、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」に取り組みことを検討

現在

- 企業の気候変動、人的資本などのサステナビリティ開示は、統合報告書などの任意開示が主流

（任意開示の例）



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の提言

## 有価証券報告書

※投資家の投資判断に必要な情報を記載

新設

### サステナビリティに関する考え方及び取組

（当初の開示項目）

- 「ガバナンス」、「リスク管理」
- 「戦略」、「指標・目標」は、各企業が重要性を踏まえ判断

※ 有価証券報告書内の他の項目（経営方針、リスク等）と相互参照のほか、詳細情報は必要に応じて、任意開示書類を参照

（グローバル）

国際サステナビリティ  
基準審議会 (ISSB)

ISSB基準

（日本）

新設  
(2022年7月)  
サステナビリティ  
基準委員会

意見  
発信

ISSB基準を踏まえた検討

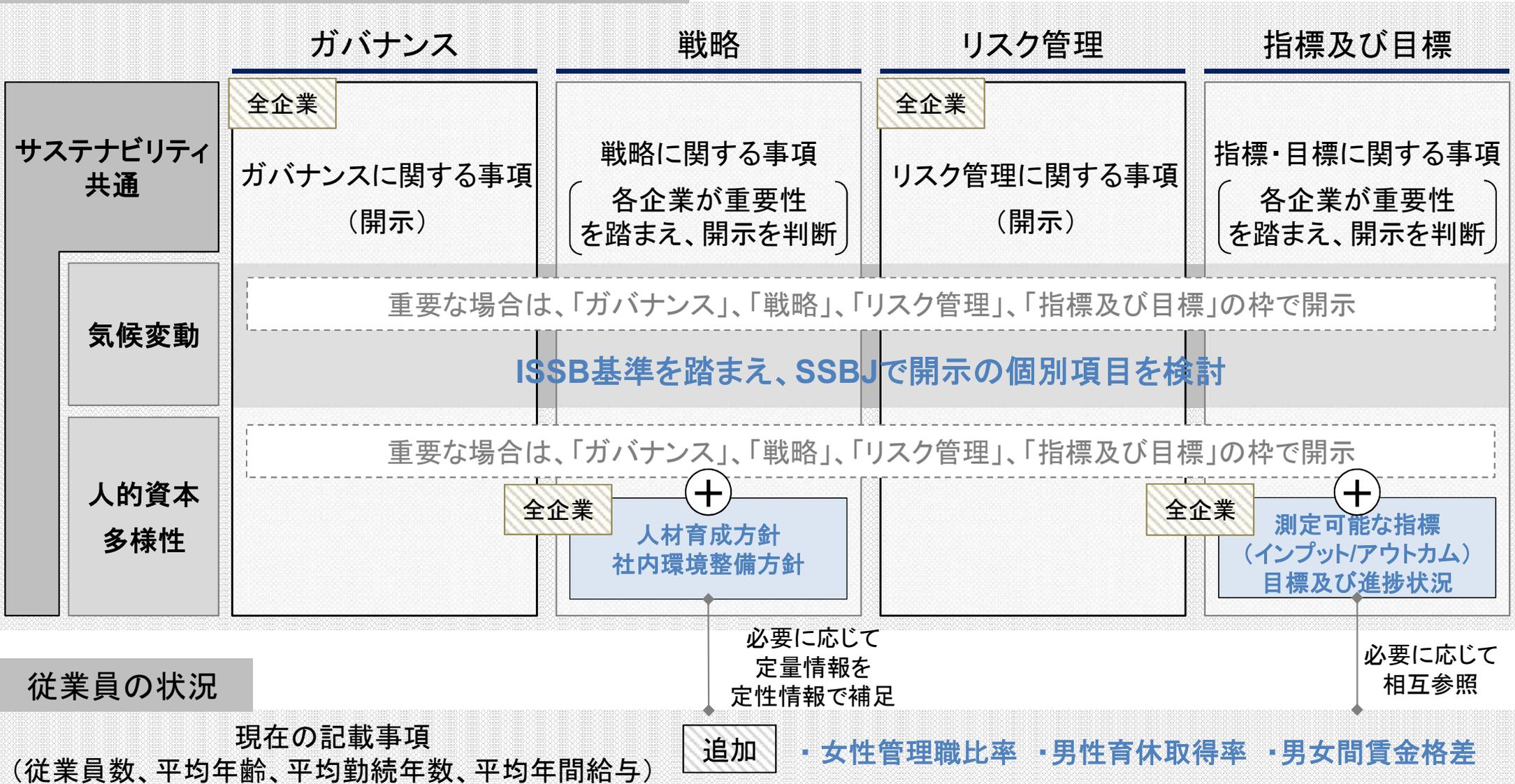
我が国における  
サステナビリティの  
具体的開示内容  
(開示基準)

将来的に取り込み

# サステナビリティ開示の概観

□ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「従業員の状況」に以下の事項を記載

## サステナビリティに関する考え方及び取組[新設]



# サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」では、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

## サステナビリティに関する考え方及び取組

### (1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制  
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

### (2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み  
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

### (3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス  
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

### (4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、他の公表書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能<sup>(注2)</sup>
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

## 多様性に関する指標の記載イメージ

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書において、多様性に関する指標を追加(2023年3月期から適用)
- 女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書においても開示が求められる

### 有価証券報告書における多様性に関する指標の記載イメージ

従業員の状況

指標を公表した連結子会社(※1)

提出会社及び 連結子会社	管理職に占める 女性労働者の割合	男性の育児休業等 取得率(※2)	男女の賃金の格差			任意の追加的な 記載欄(※3)
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
提出会社	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	..... .....
連結子会社A	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	..... .....
⋮						

任意

連結グループ	管理職に占める 女性労働者の割合	男性の育児休業等 取得率(※2)	男女の賃金の格差			任意の追加的な 記載欄(※3)
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	(※4)..... .....

(※1)「従業員の状況」に記載しきれない場合は、主要な連結子会社のみを「従業員の状況」に記載し、それ以外を有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することも可能

(※2)女性活躍推進法に基づき雇用管理区分ごと(正規、パート等)の男性の育児休業取得率を公表した場合、有価証券報告書においても雇用管理区分ごとの実績を記載。また、育児・介護休業法に基づく指標を公表する場合は、育児休業等、又は育児休業等+育児目的休暇の、どちらの取得割合であるかを記載

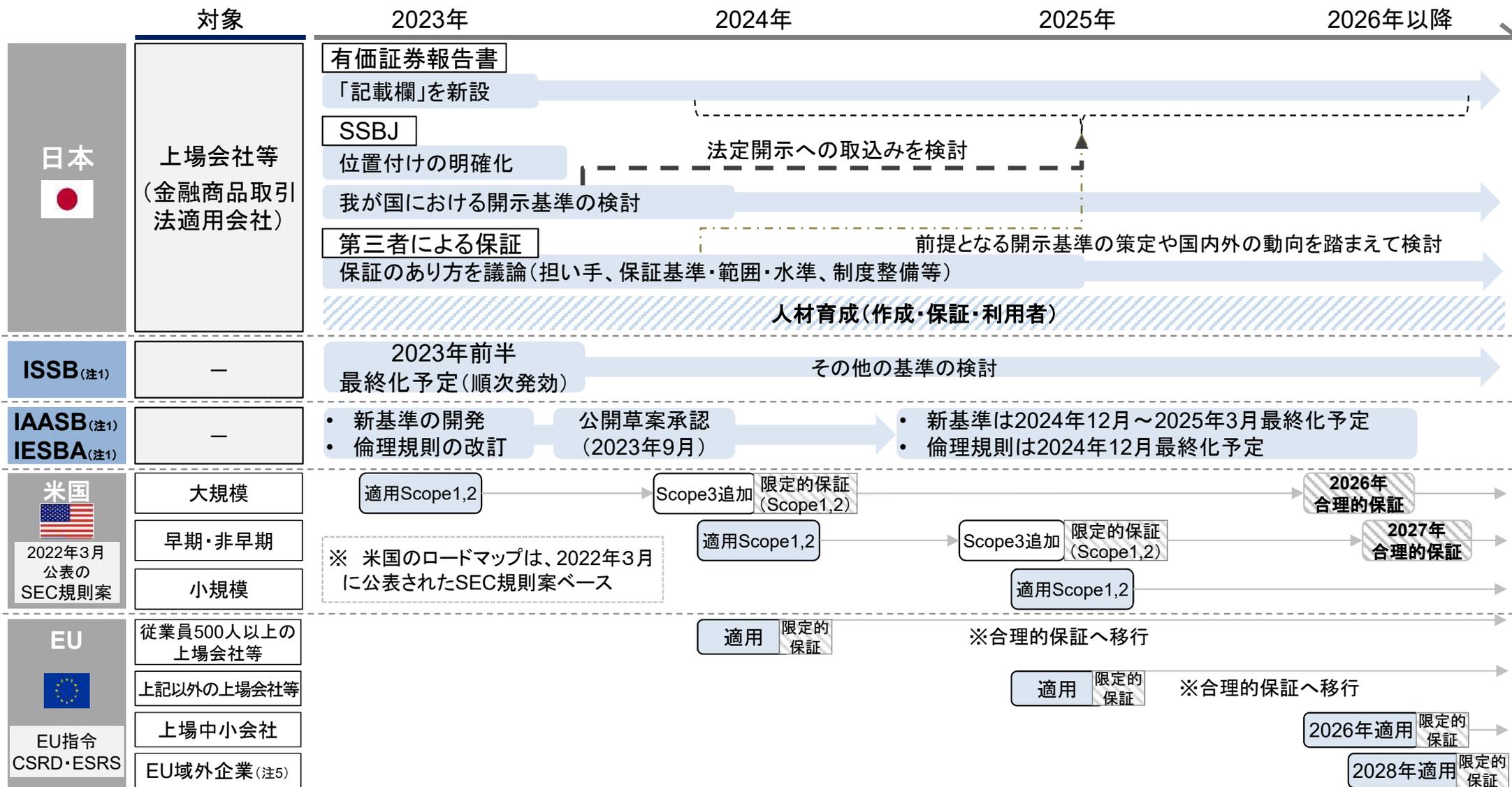
(※3)数値の背景、各社の取組み、目標をより正確に理解できるように、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能

(※4)連結グループで記載する際に、海外子会社を含めた指標を記載するなど女性活躍推進法等と定義が異なる場合には、その指標の定義を記載する

## 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

(2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において提示)

- 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2) ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載  
(注3) 米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。  
(注4) CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5) EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ  
(注6) 英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1～2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

## I. 最近の府令改正について

- A) ディスクローチャーWG報告(2022年6月)を受けた開示府令等改正の全体像
- B) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示の導入
- C) 【参考】サステナビリティ情報に関する開示のポイント

## II. 開示の好事例について

- A) 「記述情報の開示の好事例集」の概要
- B) 「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)

## 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント① (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (今回の改正の考え方)

- 細かな事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みです。2021年のコーポレートガバナンスコード改訂により要請された開示を、有価証券報告書に記載することも考えられます。各企業の取組状況に応じて、まずは2023年3月期の有価証券報告書の開示をスタートし、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実することが考えられます (パブコメNo.67)
- 現時点においては我が国における開示基準は定められておらず、各企業の取組状況に応じて記載いただきます (パブコメNo.80)
- 当年度の有価証券報告書について、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、その開示内容を拡充しても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられます (パブコメNo.80)

### (記載方法)

- 「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示は必要ですが、具体的な記載方法は詳細に規定しておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも可能です。ただし、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用です(今後、国際的に、開示のプラクティスの進展により、開示の仕方に変化が生じる可能性はある点に留意) (パブコメNo.83)

### (重要性)

- 重要性については、各社において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて判断いただきます。また、「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月公表)では、「重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべき」、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」とされていること(同原則2-2)が参考になります(なお、今後の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)基準の最終化や、我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)において策定される基準の内容も踏まえ、同原則の改訂も検討) (パブコメNo.88)

## 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント② (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」)

- 企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、「ガバナンス」と「リスク管理」については全企業が開示します。「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示します (パブコメNo.101等)
- 気候変動関連の情報についても、上記の枠組みで、その開示の要否を判断ください (パブコメNo.113)
- 国内における開示基準が策定されていないサステナビリティ情報の記載に当たり、例えば、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示を行った場合には、適用した枠組みの名称を記載することが考えられます (パブコメNo.117)

### (「戦略」、「指標と目標」を記載しない場合)

- 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合における当該判断やその根拠は、必ず開示しなければならない事項ではないものの、投資家に有用な情報を提供する観点から、重要性がないと判断するに至った検討過程や結論を具体的に記載していただくことが考えられます (パブコメNo.99)

### (GHG排出量)

- GHG排出量のScope1及びScope2は、本改正において、必ず開示しなければいけない事項とはされておらず、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」において、開示が望まれる事項としています。このため、開示する場合には、各企業の取組状況に応じて柔軟な記載が可能です (パブコメNo.148)
- ISSBの公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められていることを踏まえ、今後、望ましい開示実務の確立に向けて検討いただくことが期待されます (パブコメNo.148等)

## 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント③ (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (人材育成方針、社内環境整備方針、これらに関する指標及び目標)

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」は、基本的には、連結会社ベースの指標及び目標を開示します。もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において具体的な取組み(関連指標の管理も含む)を行っているものの、必ずしも連結グループの全ての会社では行われてはいない等の場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体(複数ある場合にはそれぞれ)、又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます (パブコメNo.166等)
- 提出会社グループの男女間の管理職等に関する考え方等を記載することも考えられますが、これに限らず、各企業において判断可能です (パブコメNo.170)

### (任意の保証)

- 任意で保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要です (必要に応じて、このような取扱いを明確化する予定) (パブコメNo.147)

## 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント④ (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (将来情報と虚偽記載の責任)

- 有価証券報告書に記載した重要な将来情報と実際に生じた結果が異なることとなった場合であっても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと、また、当該説明の記載に当たっては、例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経ている場合には、その旨と、検討内容(例えば、当該将来情報の記載に当たって前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要を記載することが考えられることを明確化しました(パブコメNo.201)
- 具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるが、例えば、以下を分かりやすく記載いただくことを想定しています(パブコメ No.214等)
  - 社内(例えば、取締役会等の社内の会議体等)で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨、及び
  - 有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定(例えば、〇頃までに●●のような事象が起こる等)及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程(推論過程)の概要

## 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント⑤ (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (他の公表書類の参照)

- 参照先の書類としては、「任意」に公表した書類のほか、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類も含まれます (パブコメNo.234等)
- 参照先の書類内の情報は、基本的には、有価証券報告書の一部を構成しません (パブコメNo.281等)
- 投資家が参照先の情報を容易に確認できるよう、参照先の書類の名称、ページ等を明記すること等が望まれます (パブコメNo.281等)
- 有価証券報告書の記載内容を補完する詳細情報として、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられます。将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます (パブコメNo.238等)
- 各企業において、投資者の投資判断上、重要であると判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があり、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」では、直近の連結会計年度に係る情報を記載する必要があります (パブコメNo.238等)
- ただ、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられます。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要があります。概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます (パブコメNo.238等)

## 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント⑥ (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (ウェブサイトを使った参照)

- ウェブサイトを参照することも考えられますが、その際は、以下のように、投資家に誤解を生じさせないような措置が考えられます (パブコメNo.257等)
  - 更新の可能性がある場合は、その旨及び予定時期を有価証券報告書等に記載した上で、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する
  - 有価証券報告書等の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とする

### (参照先の修正)

- URL又は参照先の情報に修正があった場合、個別判断ですが、必ずしも訂正報告書等の提出を求めるものではありません。当該情報は、有価証券報告書等における記載内容を補完する情報であることから、例えば、以下が考えられます (パブコメNo.263等)
  - 参照先の情報が修正され、これに伴い、有価証券報告書等の必要的記載事項に変更がある場合には、訂正報告書を提出することが必要です
  - 参照先のURLが次年度の有価証券報告書が提出されるまでの間に変更された場合には、訂正報告書等を提出することが望まれます

## 「従業員の状況」における女性管理職比率等の開示に関する主なポイント① (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (女性管理職比率等の開示対象となる会社)

- 提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度における女性管理職比率等(女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金差異)の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、有価証券報告書等において開示が求められます (パブコメNo.7等)
- 提出会社が女性活躍推進法等の規定による公表を行っておらず、連結子会社のみが当該公表を行っている場合は、提出会社の有価証券報告書等では、連結子会社に関する指標のみを開示します (パブコメNo.25)
- 女性活躍推進法等により女性管理職比率等の公表を行わなければならない連結子会社は、重要性に関係なく、有価証券報告書等において開示が求められます (パブコメNo.21)

### (記載方法、記載内容)

- 女性活躍推進法等に基づいて公表済みの最新の情報をそのまま記載すれば足り、情報の基準日については、有価証券報告書等の提出日時点の最近日等である必要はありません (パブコメNo.11)
- 女性管理職比率等に関する計算方法や定義は、企業負担や統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしています(加えて、任意で企業独自に算出した数値等を記載することも可能) (パブコメNo.39、41等)
- 記載場所について、有価証券報告書の「従業員の状況」欄には、企業の判断により、主要な連結子会社のみに係る女性管理職比率等を記載し、それ以外の分は有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することが可能です (パブコメNo.21)
- 女性活躍推進法の枠組みにおいて、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされているため、有価証券報告書においても同様の記載が可能であることを明確化しました (パブコメNo.3等)

## 「従業員の状況」における女性管理職比率等の開示に関する主なポイント② (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

### (連結ベースの開示)

- 女性管理職比率等については、今回は、プリンシプルベースのガイダンスである開示原則において、連結ベースの開示に努めるべきである旨を明記しています (パブコメNo.13)
- 女性管理職比率等については、「連結ベース」で開示することまでは義務付けていません。そのため、連結ベースで開示する場合には、例えば、有価証券報告書における他の記載事項と同様に「連結会社」ベース(連結財務諸表規則2条5号において規定)で開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から、提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられます(この際、当該グループの範囲を明記することが重要) (パブコメNo.43)

### (その他)

- 女性活躍推進法等による公表義務のある連結子会社のうち、有価証券報告書の提出日までに女性活躍推進法等による公表が行われず、後日公表予定である会社がある場合や、提出会社において連結子会社の公表した情報の集約が困難な場合には、その旨と提出日までに記載可能な情報を記載した上で、後日、未記載分を追加するため、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます(適用初年度の翌年度以降は、投資家へわかりやすく情報提供する観点から、有価証券報告書の提出時に連結子会社分もまとめて開示することが望ましいと考えられます) (パブコメNo.12等)

## I. 最近の府令改正について

- A) ディスクロージャーWG報告(2022年6月)を受けた開示府令等改正の全体像
- B) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示の導入
- C) サステナビリティ情報に関する開示のポイント

## II. 開示の好事例について

- A) 「記述情報の開示の好事例集」の概要
- B) 「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)

# 「記述情報の開示の好事例集」の概要

- 2019年3月に初めて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後公表された有価証券報告書における好事例を公表・更新

## 記述情報の開示の好事例集

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。  
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 2019事務年度は、好事例集に「役員の報酬等」の項目を追加（2019年11月）するとともに、既存の項目を更新（2019年12月）。
- 2020事務年度は、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する項目を追加し、「記述情報の開示の好事例集2020」として公表（2020年11月）。既存の項目も随時更新（2021年3月最終更新）。
- 2021事務年度は、社会的な関心が高まっている項目である「サステナビリティ情報」に関する開示を先行して取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2021」として公表（2021年12月）。既存の項目も随時更新（2022年3月最終更新）。
- 2022事務年度は、2023年1月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、新たに開示が求められる「サステナビリティ情報」に関する開示等を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2022」として公表（2023年1月）。

### 目次 (2/4)

○有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

2. 「社会（人的資本、多様性 等）」の開示例 (番号)

1. 環境	2-1
2. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
3. 環境	2-1
4. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
5. 環境	2-1
6. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
7. 環境	2-1
8. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
9. 環境	2-1
10. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
11. 環境	2-1
12. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
13. 環境	2-1
14. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
15. 環境	2-1
16. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
17. 環境	2-1
18. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
19. 環境	2-1
20. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
21. 環境	2-1
22. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
23. 環境	2-1
24. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
25. 環境	2-1
26. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
27. 環境	2-1
28. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
29. 環境	2-1
30. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
31. 環境	2-1
32. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
33. 環境	2-1
34. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
35. 環境	2-1
36. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
37. 環境	2-1
38. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
39. 環境	2-1
40. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
41. 環境	2-1
42. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
43. 環境	2-1
44. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
45. 環境	2-1
46. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
47. 環境	2-1
48. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
49. 環境	2-1
50. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
51. 環境	2-1
52. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
53. 環境	2-1
54. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
55. 環境	2-1
56. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
57. 環境	2-1
58. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
59. 環境	2-1
60. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
61. 環境	2-1
62. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
63. 環境	2-1
64. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
65. 環境	2-1
66. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
67. 環境	2-1
68. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
69. 環境	2-1
70. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
71. 環境	2-1
72. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
73. 環境	2-1
74. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
75. 環境	2-1
76. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
77. 環境	2-1
78. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
79. 環境	2-1
80. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
81. 環境	2-1
82. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
83. 環境	2-1
84. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
85. 環境	2-1
86. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
87. 環境	2-1
88. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
89. 環境	2-1
90. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
91. 環境	2-1
92. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
93. 環境	2-1
94. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
95. 環境	2-1
96. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
97. 環境	2-1
98. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1
99. 環境	2-1
100. 社会（人的資本、多様性 等）	2-1

好事例として取り上げた企業の主な取組

【開示の充実化に当たっての課題】

- ・ 環境保全に関する取組みは以前から社内で進めていたが、目
- ・ 取組の方向性や、優先順位も明確ではなかった。

【対応策とその効果】

- ・ 環境取組の推進にあたり、目標や方針を策定する必要性を認
- ・ 環境に
- ・ 目標や方針に関しては、経営層からの承認を得たことで、社内
- ・ 目標や方針及びマテリアリティが定まったことで、社内の環境

### 投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：人的資本、多様性 等

- ・ 人的資本可視化指針で示されている2つの類型である、**独自性**(自社固有の戦略や、ビジネスモデルに沿った取組み・指標・目標を開示しているか)と**比較可能性**(標準的指標で開示されているか)の観点を通宜使い分け、又は、併せた開示は有用
- ・ KPIの目標設定にあたり、**なぜその目標設定を行ったのか、企業理念、文化及び戦略と結びつけて説明**されることは有用
- ・ マテリアリティをどう考えているのかについて、**比較可能性のある形で標準化していく**ことは有用
- ・ グローバル展開をする企業は、サステナビリティ情報の開示において、例えば、人権に関する地政学リスク等、**ローケーションについて着目**することも有用
- ・ **独自指標を数値化する**場合、**定義を明確にし、定量的な値とともに開示**することは有用
- ・ **過去実績を示したうえで、長期時系列での変化を開示**することは有用
- ・ **背景にあるロジックや、前提、仮定の考え方を開示**することは有用
- ・ 人的資本の開示にあたり、**経営戦略をはじめとする全体戦略と人材戦略がどう結びついているか**を開示することは有用

## I. 最近の府令改正について

- A) ディスクローチャーWG報告(2022年6月)を受けた開示府令等改正の全体像
- B) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示の導入
- C) サステナビリティ情報に関する開示のポイント

## II. 開示の好事例について

A) 「記述情報の開示の好事例集」の概要

B) 「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)

## ○有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例	(番号)
● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1-1～1-3
●● カゴメ株式会社	1-4～1-5
● S O M P Oホールディングス株式会社	1-6～1-7
● J. フロント リテイリング株式会社	1-8～1-9
●● セイコーエプソン株式会社	1-10～1-11
● 株式会社リコー	1-12～1-13
● 不二製油グループ本社株式会社	1-14
● 株式会社 丸井グループ	1-15
● 株式会社高島屋	1-16～1-17
● 株式会社中国銀行	1-18～1-20
● 株式会社滋賀銀行	1-21～1-22
● 双日株式会社	1-23～1-24
● 大東建託株式会社	1-25
● 株式会社サンゲツ	1-26
● コスモエネルギーホールディングス株式会社	1-27
● イリソ電子工業株式会社	1-28～1-29
● A Z - C O M丸和ホールディングス株式会社	1-30～1-31
● 豊田合成株式会社	1-32
● 東急不動産ホールディングス株式会社	1-33
● 三機工業株式会社	1-34
● 株式会社ヤマダホールディングス	1-35
● 味の素株式会社	1-36

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等)

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（全般（気候変動関連等））

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本関連）

●：従業員の状況（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）

●：上記（改正内閣府令に関する事例）以外の好事例

## 目次（続き）

## ○有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

2. 「社会（人的資本、多様性等）」の開示例		（番号）
●●	株式会社 丸井グループ <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-1～2-3
●●●	双日株式会社 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span> <span>DX</span>	2-4～2-7
●●●	カゴメ株式会社 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-8～2-11
●●	三井物産株式会社 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-12～2-13
●●●	株式会社サンゲツ <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span> <span>SDGs</span>	2-14～2-17
●	J. フロント リテイリング株式会社 <span>経営</span> <span>多様性</span>	2-18
●●	オムロン株式会社 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-19～2-21
●●	アンリツ株式会社 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-22
●	豊田合成株式会社 <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-23
●	東急株式会社 <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-24
●	株式会社リコー <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-25
●	帝人株式会社 <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-26
●	株式会社ひろぎんホールディングス <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-27
●	株式会社村田製作所 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-28
●	株式会社高島屋 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-29
●	株式会社キッツ <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span> <span>SDGs</span>	2-30
●	コスモエネルギーホールディングス株式会社 <span>経営</span>	2-31
●	不二製油グループ本社株式会社 <span>経営</span> <span>人材</span> <span>多様性</span>	2-32～2-33
●	旭化成株式会社 <span>人材</span> <span>DX</span>	2-34

（改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等）

- ：サステナビリティに関する考え方及び取組（全般（気候変動関連等））
- ：サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本関連）
- ：従業員の状況（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）
- ：上記（改正内閣府令に関する事例）以外の好事例

（特に好事例として注目した項目）

- 経営：サステナビリティ経営、マテリアリティに関する開示
- 人材：人的資本への投資、働き方に関する開示
- 多様性：女性活躍、ダイバーシティの推進に関する開示
- SDGs：SDGsと事業との関連性に関する開示
- DX：デジタルトランスフォーメーションに関する開示

# 【参考】改正内閣府令の概要及び新たに求められる記載項目の参考となる開示例

## 改正後の有価証券報告書(主な項目)

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等(充実)

#### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

#### 第3 設備の状況

#### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等
- コーポレート・ガバナンスの概要(充実)
- 役員の状況
- 監査の状況等(充実)

#### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

## 改正後、新たに求められる記載項目(主な項目)

### 従業員の状況

既存項目に加え、以下の開示を求める

- 「女性管理職比率」
- 「男性育児休業取得率」
- 「男女間賃金格差」

### サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報の記載欄を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の開示を求める
  - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
  - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

### コーポレート・ガバナンスの概要

- 既存項目に加え、「取締役会、指名委員会及び報酬委員会等の活動状況」の開示を求める

### 監査の状況

- 既存項目に加え、「内部監査の実効性を確保するための取組(デュアルレポーティングを含む)」の開示を求める

## 参考となる開示例の番号※

※開示例の右上にある番号となります。目次の番号を参照ください。

2-6、2-7、2-9、  
2-12、2-15、2-16、  
2-22、2-24～27

2-1、2-6、2-12、  
2-24

2-3

1-1～4、1-6～9、  
1-11～36

2-1、2-2、2-6～13、  
2-15、2-17、2-21、  
2-23、2-34

今後、更新予定の  
好事例集において掲載

記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日  
有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示  
「環境（気候変動関連等）」の開示例

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる部分等)

 : サステナビリティに関する考え方及び取組（全般（気候変動関連等））

 : 上記（改正内閣府令に関する事例）以外で好事例として着目したポイント

- TCFD提言の4つの枠組み(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿った開示は、引き続き有用
- TCFD提言に沿った開示を行うにあたり、財務情報とのコネクティビティを意識し、財務的な要素を含めた開示を行うことは有用
- リスク・機会に関する開示について、一覧表で、定量的な情報を含めた開示を行うことは有用
- トランジションやロードマップといった時間軸を持った開示を行うことは、海外の気候変動に関する開示でも重視されており有用
- サステナビリティ情報に関する定量情報について、前提や仮定を含め開示することは有用
- 実績値を開示することは、引き続き有用

**【開示の充実化に当たっての課題】**

- 任意開示書類と比較すると、法定開示書類である有価証券報告書では、これまでミスリードを防ぐという観点からも保守的な開示を行ってきた経緯があり、気候変動関連のテーマを新たに取り上げることに對して、ハードルが高い印象があった。
- シナリオ分析において、気候変動によるリスク等の財務影響を、どのように定義して算出するかという点に課題があった。

**【対応策とその効果】**

- まずは任意報告書での開示を準備期間として進め、その後、有価証券報告書まで開示対象を広げた。段階的に開示を進めることで、定量情報の開示を含め、社内での反対意見は特段なかった。
- 財務影響の算出基準に明確なものがないため、まずは自社で算出した情報を外部に開示し、資本市場との対話を行う中で、そこでの指摘を踏まえ、開示内容の見直しを含め、継続的に改善を行っていくことを基本的な方針としている。
- TCFD賛同の前から広報IR部を中心にTCFDに関する情報を社内で共有・啓蒙していたこと、また、長期ビジョンの中で環境への貢献を重要テーマとして位置付けていることが、見えない後押しになった。

## ● A Z - COM丸和ホールディングス株式会社※（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P16-18

※2022年3月期当時の社名は、株式会社丸和運輸機関。その後、社名変更

## 【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1)

TCFD提言に沿った情報開示

## ①ガバナンス

当社は気候変動に係る対応を経営上の重要課題と認識し、サステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築するとともに、取締役会による監督を行っております。

## 《取締役会による監督体制》

取締役会は、気候変動に関するリスクと機会に係る課題について、毎年一回、サステナビリティ委員会より取組状況や目標の達成状況の報告を受け、モニタリングします。また、新たに設定した対応策や目標を監督します。

## 《気候変動に係る経営者の役割》

気候変動に係る事項は、代表取締役社長が統括します。また、代表取締役社長はサステナビリティ委員会の委員長として気候変動が事業に与える影響について評価し、対応策の立案及び目標の設定を行い、達成状況の管理を統括します。

## 《サステナビリティ委員会》

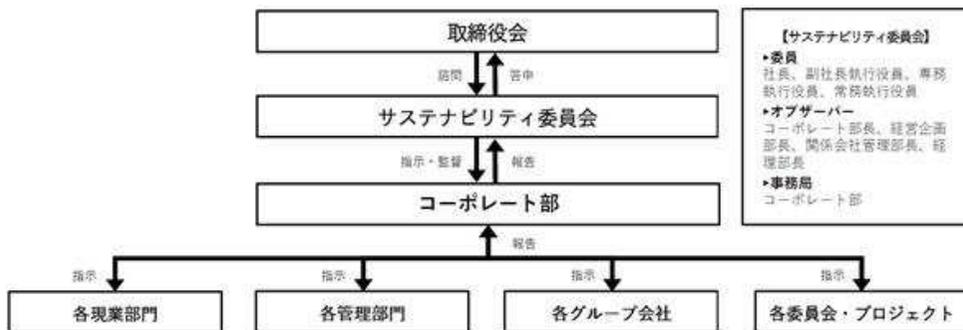
サステナビリティ委員会は、気候変動に係る事項を含むマテリアリティ（重要課題）の特定やESG・DXへの対応を含むサステナビリティ戦略及び中期経営計画の策定について審議し、取締役会に答申します。

サステナビリティ委員会の委員長は代表取締役社長が務め、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、及び副社長執行役員が指名した者において構成され、気候変動が事業に与える影響について、毎年一回評価を行い、識別したリスクの最小化と機会の獲得に向けた方針を示し、対応策の検討・立案及び目標の設定を行います。また、目標の達成状況を審議し、毎年一回、取締役会に報告し、監督を受けています。

## 《気候変動に係る所管部署》

コーポレート部は、サステナビリティ委員会の事務局を担当するとともに、気候変動を含むサステナビリティ戦略に係る企画・立案及び管理を行い、全社的な気候変動に係る対応の推進を担い、気候変動に係る事項を含むサステナビリティ戦略を検討・立案し、サステナビリティ委員会に提言します。

当社グループの気候変動に係るガバナンス体制図は、以下のとおりです。



(2)

## ②戦略

事業活動に影響を与えると想定される気候変動リスク・機会について特定し、財務インパクトの評価を実施し、その評価結果を踏まえ、特に影響の大きいリスクの軽減ないし機会の獲得に向けた対応策を検討しております。

区分	種類	想定される気候変動リスク・機会	事業活動への影響	時間軸	評価
移行 リスク	政策・法規制	GHG排出／削減に関する法規制の強化	炭素税や新たな税制（カーボンプライシング）導入によるコストの増大	中期	大
			非ガス規制等の導入による事業活動の制限 協力会社（備車）の減少	中期	中
	技術	GHG排出／削減に配慮した設備投資・消耗品の購買	低炭素車両の導入（EV／FCV）、付帯設備の投資（機器・土地）、排ガス抑制装置の増設	中期	大
			太陽光発電設備等の導入に伴う設備投資の増加	中期	中
	市場	顧客・消費者ニーズの変化	気候変動に係る顧客の取引先選定基準への未適合による取引停止（売上・利益の喪失）	長期	大
		インフラ整備の不足・遅延	充電・水素ステーション等のインフラ整備不足による低炭素車両（EV／FCV）による事業範囲の制限	中期	大
評判	地政学的リスクによる燃料価格の高騰	燃料（ガソリン・電気等）価格の高騰によるコストの増大	短期	中	
	情報開示不足による企業価値の毀損	気候変動対策・GHG排出量等の情報開示不足による株価低迷・企業価値の毀損	中期	大	
物理 リスク	急性	激甚災害の発生	被災エリアの物流網（トラック・鉄道・船舶等）の寸断、センター機能不全、従業員の死傷等による事業停止	長期	中
		平均気温の上昇	遮熱装置・空気循環・冷房設備等の設置による新規センター開設時の建設コストの増大	短期	中
	慢性	気象パターンの変化	気象災害（風水害・雪害等）による従業員の死傷、交通網の遮断、事故の多発等	中期	中
機会	資源効率化	輸送手段の多様化	環境負荷の低い輸送手段による新たな事業機会の創出（鉄道コンテナ、RORO船、航空貨物、連結トラック、ドローン輸送等）	長期	大
		製造・流通プロセスの効率化	拠点集約やサプライチェーンの垂直統合による物流効率化による新たな事業機会の創出（SIPスマート物流、シェアリングストック、共同物流、客貨混載）	長期	大
	製品・サービス	新たなサービスの開発	災害時の車両提供、サプライチェーン復旧支援、災害備蓄品の輸送・保管、BCP策定支援等のリスク対応商品の開発	中期	中

- (1) ガバナンス体制について、経営者や各機関・組織の役割を具体的に記載  
 (2) リスク・機会の項目ごとに事業活動への影響、時間軸及び評価を端的に記載

## 【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

## ③リスク管理

気候変動に係るリスクの管理は、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会にて識別・評価し、定期的に取り締役に報告しております。

## 《気候変動に係るリスクを識別・評価するプロセス》

気候変動を含むサステナビリティ戦略の推進を所管するコーポレート部にて、社内に関係部署及びグループ会社に係るリスク及び機会の特定を指示し、リスクを識別し、サステナビリティ委員会に報告します。

サステナビリティ委員会は、識別された気候変動に係るリスクについて気候関連リスクの潜在的な大きさと範囲を評価し、重要度に応じて対応策を検討したうえで、目標を設定し、取締役会に報告します。

取締役会は、気候変動に係るリスクについて、対応策や設定した目標を監督します。

## 《気候変動に係るリスクを管理するプロセス》

コーポレート部は、気候変動を含むサステナビリティ戦略の企画・立案及び管理を行い、全社的な気候変動に係るリスクへの対応を推進するとともに、取組状況をサステナビリティ委員会に報告します。また、識別した気候変動に係るリスクについて、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会に報告します。

サステナビリティ委員会は、識別・評価したリスクの最小化に向けた方針を示し、コーポレート部を通じて社内に関係部署及びグループ会社に対応を指示します。また、対応策の取組状況や設定した目標の進捗状況について、取締役会に報告します。

## 《組織全体のリスク管理への統合プロセス》

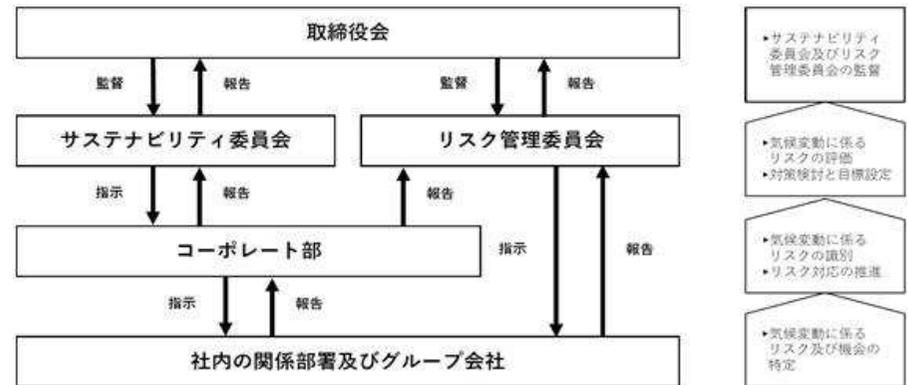
定期的開催されるリスク管理委員会にて、各リスク所管部署からの報告内容を評価し、全社リスクの把握と適切な対応を審議し、取締役会に報告します。

気候変動に係るリスクについてはコーポレート部を所管部署と定めて報告を受け、組織全体のリスク管理の観点から適切な対応を決定します。

取締役会は、リスク管理委員会から気候変動に係るリスクを含む統合したリスク管理の状況と対応について報告を受け、監督を行います。

機関・組織	機能・役割
取締役会	・気候変動に係るリスクの管理状況についてサステナビリティ委員会及びリスク管理委員会より報告を受け、監督する。
サステナビリティ委員会	・気候変動に係るリスクを評価し、対応策を検討し、目標を設定する。 ・識別されたリスクの最小化に向けた方針を設定し、対応を指示する。 ・対応策の取組状況や設定した目標の進捗状況を取締役に報告する。
リスク管理委員会	・組織全体のリスク管理の観点から対応を決定し、取締役会に報告する。
コーポレート部	・社内に関係部署及びグループ会社に気候変動に係るリスクの特定を指示する。 ・リスクを識別し、全社的な気候変動に係るリスクへの対応を推進する。 ・識別したリスクをサステナビリティ委員会及びリスク管理委員会へ報告する。

当社グループの気候変動に係るリスク管理プロセス図は、以下のとおりです。



## ④指標と目標

気候関連リスク・機会を管理するための指標として温室効果ガス（Scope 1・2・3）排出量を指標と定め、中長期的な温室効果ガス排出量削減目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでおります。

項目	基準年	2020年度実績	目標年	目標値
Scope1・2	2020年度	40,805 t-CO2	2030年	25%削減
			2050年	75%削減
Scope3	2020年度	133,541 t-CO2	2030年	25%削減
			2050年	75%削減

※現在の目標値はパリ協定の WB2°C目標に則っていますが今後は SBTイニシアチブの基準（1.5°C目標）を含め目標値の見直しを検討してまいります。

※2035年度迄にScope3カテゴリ1に該当する主要なサプライヤーに対し、自主削減目標を設定するよう支援します。

■ リスク管理のプロセスについて、各機関・組織の役割を具体的に記載

## ● 株式会社中国銀行（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

## 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

## (6) 気候変動への対応とTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）

## 提言への取組状況

当行グループでは、気候変動への対応を重要課題と捉え、地域のリーディングバンクとして気候変動問題に対して先導的に取組みをおこない、地域・お客さまの持続的な成長を支援するため、2021年5月にTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）に対する賛同を表明しました。

## 1. ガバナンス

## 気候変動への取組姿勢

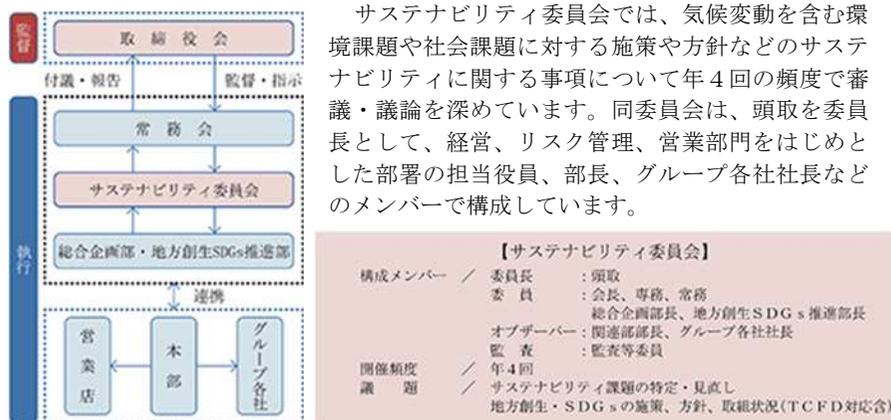
当行グループでは、経営理念や経営ビジョンのもと、ちゅうぎんSDGs宣言で「地域経済・社会」「高齢化」「金融サービス」「ダイバーシティ」「環境保全」の5つの重点課題を定めています。「環境保全」では、脱炭素や気候変動を特に重要性の高い課題と認識し、これまでの気候変動に関する取組みをより一層推進するとともに、TCFD提言に沿った情報開示の充実を図っています。

## 監督体制

当行グループのサステナビリティ経営への取組強化を目的として、2022年4月に「CSR委員会」「人権・同和問題研修委員会」を統合し、「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティ委員会では、サステナビリティ課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動や生物多様性などの「環境問題」やダイバーシティや労働環境、人権などの「社会問題」に関する施策・方針、取組状況などについて審議・議論をおこなっています。

気候変動に関する重要事項等については、サステナビリティ委員会および常務会での審議・議論を経て、取締役会へ付議・報告をおこなっています（年1回以上）。取締役会による審議結果は、経営戦略やリスク管理・評価に反映させる体制としています。

取締役会は、気候変動関連の議案（目標設定や取組みの進捗状況等）について監督の役割を担っています。



サステナビリティ委員会では、気候変動を含む環境課題や社会課題に対する施策や方針などのサステナビリティに関する事項について年4回の頻度で審議・議論を深めています。同委員会は、頭取を委員長として、経営、リスク管理、営業部門をはじめとした部署の担当役員、部長、グループ各社社長などのメンバーで構成しています。

## 2. 戦略

## 気候変動に関する経営戦略

社会課題・環境課題を経営上のサステナビリティ課題として認識し、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すことを目指し、2022年4月に「ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針」を制定しました。中でも、気候変動は当行グループおよびステークホルダーにおける重要課題であり、グループ経営理念や経営ビジョンにもとづきサステナビリティ経営の戦略の一つとして取組みを強化していきます。

## リスクと機会

気候変動に関する経営戦略策定やリスク管理強化には、気候変動関連のリスクと機会を評価し、お取引先ならびに当行への影響を把握することが重要な視点と考えます。

気候変動による影響の把握は、シナリオ分析により行います。気温上昇を2℃未満に抑える「2℃シナリオ※1」、低炭素化が進まない「4℃シナリオ※2」を用い、「移行リスク」「物理的リスク」「機会」を把握します。

※1 2℃シナリオ・・・厳しい気候変動に対する対策をとれば、世界平均気温が産業革命時期比で0.9～2.3℃上昇に抑えられるシナリオ

※2 4℃シナリオ・・・現状を上回る温暖化対策をとらなければ、世界平均気温が産業革命時期比で3.2～5.4℃上昇することが想定されるシナリオ

## (シナリオ定義)

区分	内容	
気候	「2℃シナリオ」：気温上昇を2℃未満に抑える	「4℃シナリオ」：低炭素化が進まない
環境	・エネルギー供給は再生可能エネルギーにシフト	・エネルギーは依然として化石燃料に依存 ・異常気象の発生頻度が増加し、災害規模も拡大
時間軸	「短期（5年程度）」「中期（10年程度）」「長期（30年程度）」	

## (リスクと機会)

区分	想定される影響(時間軸)
移行リスク	・気候変動に対応した規制や税制等が変更になり、お客さまの事業環境にネガティブな影響が及ぶことによる信用リスクの発生（中期～長期） ・脱炭素関連技術の進歩、市場動向の変化が起こり、お客さまの事業環境にネガティブな影響が及ぶことによる信用リスクの発生（中期～長期）
物理的リスク	・お客さまの営業拠点が自然災害で被災し、事業が停滞することによる信用リスクの発生（短期～長期） ・自然災害に起因して不動産担保の価値が毀損することによる信用リスクの発生（短期～長期） ・当行拠点が自然災害で被災することによるオペレーショナルリスクの発生（短期～長期）
機会	・お客さまや地域社会の気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援するための投資やその他のビジネス機会の増加（短期～長期） ・省資源、省エネルギー化による事業コスト低下（短期～長期） ・サステナビリティを重視したビジネスモデルによる企業価値の向上（短期～長期）

- ガバナンス体制について、各機関・組織の関係やサステナビリティ委員会の役割等を具体的に記載

## ● 株式会社中国銀行（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

## 炭素関連資産

「石油・ガス・石炭」「電力ユーティリティー」セクターの当行貸出金等に占める割合は、「2.3%」となっています。

なお、2021年TCFD改訂付属書にもとづく炭素関連資産（※）の割合は、「31.9%」となっています。

（※）炭素関連資産は、「石油・ガス・石炭」「電力ユーティリティー」「運輸」「素材・建築物」「農業・食糧・林業製品」セクターと再定義され、当行では日銀業種分類をベースにお取引先の主たる事業に該当する業種を対象セクターと見做し集計。

## ビジネス機会への取組み

気候変動対応をビジネス機会として捉え、お客さまの脱炭素への移行やSDGs/ESGの取組支援として、関連する各種サービスや商品の提供や商品開発を積極的におこなっています。中長期的な目線でのお取引先や地域のお客さまの課題やニーズを理解し、気候変動対応や脱炭素社会への移行の支援をおこなうことで、投融資をはじめとしたソリューションの提供などのビジネス機会の創出・拡大に取り組んでいます。

## シナリオ分析

気候変動リスクが当行財務に及ぼす影響を把握すること、分析結果を今後の気候変動への対応や脱炭素社会への移行に向け、お取引先との対話（エンゲージメント）を強化することを目的として、「移行リスク」「物理的リスク」についてシナリオ分析をおこなっています。

なお、今回のシナリオ分析は、現時点で得られる限定的な情報やデータをもとに、分析対象を絞り所要の仮定条件を設定して計算したものです。今回得られた分析結果を慎重に解釈し、お取引先との対話（エンゲージメント）を通じ、今後はより多くの情報と関連データを入手して分析手法の改良を図ることで、適切な開示に反映させることに努めていきます。

## ● 移行リスク

気候変動リスクと当行のエクスポージャーの2つの観点から分析をおこなうセクターを選定し、IEA（国際エネルギー機関）のシナリオにもとづき、選定したセクターにおいて脱炭素社会への移行に伴う影響額を分析しました。

脱炭素社会への移行に向け、改めて事業構造転換を進めることの重要性を認識しました。中長期的な目線でお取引先との対話（エンゲージメント）をより一層強化し、投融資に係る戦略への反映を検討しています。

セクター	「電力」および「自動車・部品」
セクター選定方法	気候変動リスクの影響度と当行のエクスポージャーの2つの観点からセクターを選定 (1) 「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）最終報告書」などの情報を参考に、気候変動の影響を受けやすいとされるセクターに、当行のエクスポージャーを加味して抽出 (2) 地域の基幹産業として影響が大きいなど、気候変動に関するお客さまとの対話（エンゲージメント）を今後深めていく必要があるセクターを選定
シナリオ	IEA（※）「World Energy Outlook 2021」のSDS（持続可能な開発）シナリオ（2℃シナリオ）等 （※）International Energy Agency：国際エネルギー機関
分析方法	・選定したセクターに対して、事業に与えるインパクト評価（定性分析）を実施 ・定性分析結果を踏まえ、シナリオに基づき炭素税などコスト等を反映した将来の業績変化を予想し、与信コストへの影響を推計
分析結果（影響）	2050年までの与信コスト増加額：累計180億円

## ● 物理的リスク

当行の主要営業基盤である岡山県などにおいては、「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」などによる大規模な洪水被害を経験しており、2050年までに水災等発生に伴い想定される被害の影響額を分析しました。

物理的リスクに関する分析結果は、2050年までの与信コスト増加額合計が最大60億円となりました。単年度では相応の影響が生じる可能性はありますが、1年あたりでは2億円程度となり、影響は限定的であると評価しました。

分析対象	水災被害による影響	
分析内容	【分析内容①】 当行不動産担保（建物）が、洪水などの浸水被害で損壊することによる担保価値毀損の影響	【分析内容②】 与信取引のある事業先（本社）が、洪水などの浸水被害を受けることで発生する逸失利益の影響
シナリオ	IPCC（※）RCP8.5シナリオ（4℃シナリオ） （※）Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル	
分析方法	当行不動産担保（建物）および与信取引のある事業先（本社）の所在地の浸水深に基づき影響を推計	
分析結果（影響）	2050年までの与信コスト増加額合計：最大60億円	

- シナリオ分析の結果について、与信コストに与える影響額を含めて端的に記載

## ● 株式会社中国銀行（3/3）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

## 3. リスク管理

当行では、統合的なリスク管理として、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」を管理しています。気候変動に伴うリスクについては、「信用リスク」「オペレーショナル・リスク」など当行が定めるリスクカテゴリーごとに影響を把握し、サステナビリティ委員会にて定期的にリスクの識別・評価をおこない、管理する体制としています。

気候変動に伴うリスクを「将来の不確実性を高める要素」と捉え、統合的なリスク管理など既存のリスク管理プロセスへの反映を検討しています。

2021年4月に「責任ある投融資に向けた取組方針」を定め、環境や社会に対し負の影響を与える可能性がある投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めるものとしており、加えて特定の業種・セクター（兵器製造、石炭火力発電所の新設、違法伐採や人権侵害の恐れのあるパーム油農園開発・森林伐採事業）に対する投融資は十分に留意した対応をおこなっています。

気候変動に関するシナリオ分析結果を踏まえ、気候変動への対応や脱炭素社会への移行に向け、お客さまとの対話（エンゲージメント）を強化します。お客さまごとの課題やニーズを深く理解しソリューションを提供することで、ビジネス機会の創出や管理の強化によるリスク低減に取り組んでいきます。

## 4. 指標と目標

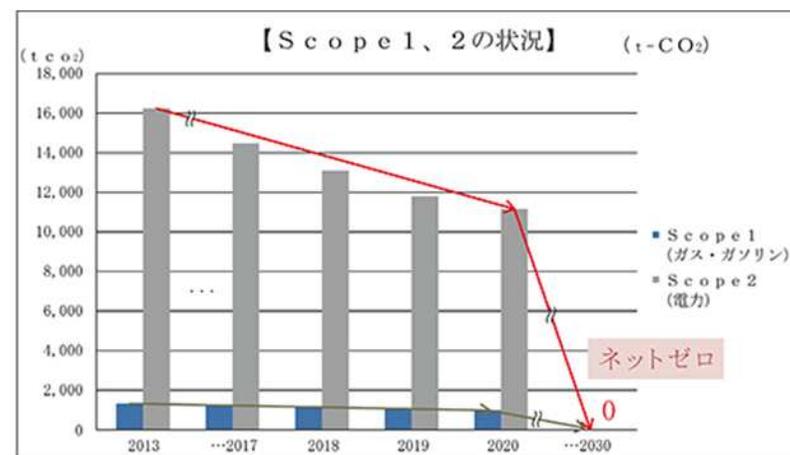
CO<sub>2</sub>排出量の削減目標

カーボンニュートラルの達成を目指し、当行のエネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量に関する新たな削減目標を設定しました。

引き続き使用エネルギー量の削減をおこなうとともに、今後はクリーンエネルギーへの切替えなどによる対応を進めていくことで目標達成に向けて意欲的に取り組んでいきます。

CO<sub>2</sub>排出量の削減目標「2030年度末までにScope 1、2のネットゼロを達成」

当行のScope 1、2のCO<sub>2</sub>排出量推移は次のグラフのとおりです。  
Scope 3（Scope 1、2以外の間接排出）については、今後の開示に向けた検討を進めています。



	2013	2017	2018	2019	2020	2020・2013対比
Scope 1	1,319	1,238	1,178	1,105	993	△24.7%
Scope 2	16,209	14,452	13,073	11,782	11,135	△31.3%
Scope 1、2計	17,528	15,690	14,251	12,887	12,128	△30.8%

- ・ Scope 1とは、燃料消費を通じた自行の直接排出量（ガス、ガソリン、軽油など）
- ・ Scope 2とは、他社から供給された間接排出量（電気、熱などの使用）
- ・ Scope 3とは、事業者の活動に関連する他社の排出（Scope 1、2以外）

■ CO<sub>2</sub>排出量（Scope1~2）の推移状況を定量的に記載

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(3)

③ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への対応

**ガバナンス**  
**(1)**  
カゴメグループは事業の最大のリスクを原料調達途絶とと考えています。地球温暖化による異常気象は、原料産地に大きな被害を及ぼします。このリスクを回避すべく、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止への取り組みを加速するため、2018年の取締役会で決議したCO2の中長期削減目標を2021年に見直しました。  
代表取締役社長は、ISO14001に則ったカゴメ環境マネジメントシステムにおいて、トップマネジメントとして気候変動を含む当社の全ての環境活動を統括しています。社長は、環境に関する方針を掲げ、年2回のマネジメントレビューを通して環境マネジメントシステムの有効性を評価し、その改善を指示する責任と権限を有しています。

**戦略**  
気候変動の顕在化は農作物を原料とする当社にとって大きなリスクになるとともに、長年蓄積された技術を活用することで機会にもなり得ます。下記はカゴメグループにおけるリスクとその対応策及び機会の一例です。  
<カゴメグループのリスク対応策及び機会の一例>

	リスク項目	対応策や機会
短期・中期的	■ 異常気象、気象パターンの変化 ■ 水ストレスによる生産量減少	■ 気候変動に対応できる野菜品種の獲得・販売 ■ 最小の水で生産できるトマト栽培システムの開発と利用
長期的	■ 炭素価格上昇 ■ 生活者の行動変化 ■ 生物多様性の損失	■ CO2排出削減目標の引き上げと達成に向けた取り組み ■ 環境配慮商品や認証品の積極的な開発 ■ 生きもの共生する農業の提案と普及

※ 詳細については、Webサイトをご覧ください。  
<https://www.kagome.co.jp/company/csr/environment/activity/globalwarming/>  
これらの気候変動のリスクと機会は、事業活動そのもののリスクや機会であるため、その他のリスクとともに事業計画に組み込まれています。

**リスク管理**  
**(2)**  
当社はリスク管理の統括機関として「リスクマネジメント統括委員会」を設置し、代表取締役社長を議長として、リスクの対応方針や課題について、優先度を選別・評価し迅速な意思決定を図っています。特定した気候変動に関するリスク及び機会は環境マネジメント3ヶ年計画※の中で課題化し、全社で取り組んでいます。  
※ カゴメ環境マネジメント計画の課題とKPIについては、ホームページをご覧ください。  
<https://www.kagome.co.jp/company/csr/environment/plan/>

**指標と目標**  
当社は、2050年までに当社グループの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標として、2030年に向けた温室効果ガス排出量の削減目標を策定し、SBT（Science Based Targets）イニシアチブ※の認証を取得しました。当社グループのScope 1およびScope 2の温室効果ガス排出量の削減目標について、「1.5℃目標」に見直しています。  
※ 企業の温室効果ガス排出削減目標が、パリ協定が定める水準と整合していることを認定する国際的イニシアチブ

項目	目標（2020年対比）	2020年度 実績(t)
Scope 1 及び Scope 2	2030年度までに2020年度の温室効果ガスの排出量を42%削減（1.5℃目標）	143,524
Scope 3	2030年度までに2020年度の温室効果ガスの排出量を13%削減	1,315,239

(2021年度実績は、第三者検証後にCSRサイトにて公開)  
Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）  
Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出  
Scope 3：Scope 1、Scope 2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

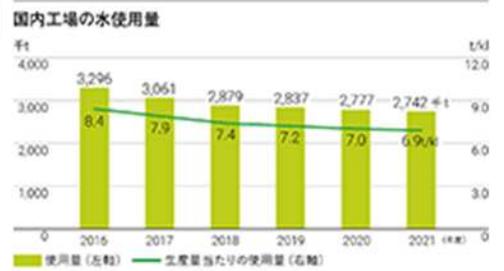
④ 水の保全

当社は、商品の原料となる作物の栽培に水を使い、加工工程でも多くの水を使用しています。活動する地域の水資源を守るため、「カゴメグループ 水の方針」を制定し、それぞれの地域に合った対策を進めています。水リスクを把握するために行った調査では、米国の干ばつやオーストラリアの大雨・干ばつのリスクが分かり、オーストラリアでは大雨のリスクが高い時期をずらしてトマトの栽培を行うなどのリスク回避を行っています。干ばつの対策としては、冬に工場で使用した水をダムに溜め、春に近隣農家に提供し、水の再利用に努めています。また、生産量当たりの水の取水量を前年度比1%削減することを目標としており、2021年度の国内工場では、生産量当たりの取水量を前年度比1%削減しました。このような取り組みが評価され、2021年度は、国際的影響力のある環境非営利団体CDPの水資源管理に関する企業調査「CDPウォーターセキュリティ2021」にて、初めて最高位のAリストに選定されました。



カゴメグループの水の方針

1. カゴメグループおよび主要サプライヤーでの水リスクを把握します
2. 地域の水資源を守るため、取水量の削減に努め、水を大切に使用します
3. 使用した水は、きれいにして地域に還します
4. 水リスクの高い事業所においては、その地域に合った水の対策を推進します



- (1) 戦略やリスク管理の概要を記載するとともに、各詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載
- (2) GHG排出量（Scope1~3）の目標と実績を定量的に記載
- (3) 「水の保全」をマテリアリティ項目と定め、その取組みを定量的な情報も含めて記載

## ● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P25-28

## 【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(重要なリスク)

(1) 気候変動に関するリスク

[当社グループにおける取り組み・体制等]

(中略)

## ・ガバナンス（気候変動マネジメント体制）

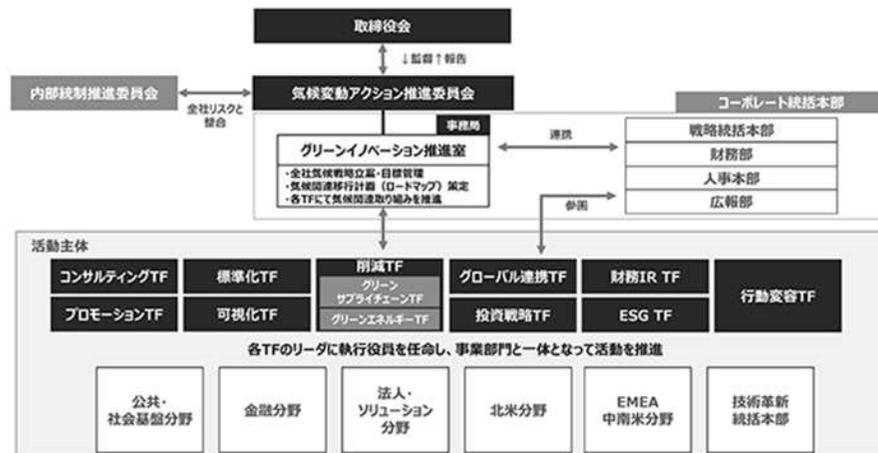
2021年度は、内部統制推進委員会での全社リスクマネジメントにおいても、「気候変動」を重要リスクとして位置づけました。さらに、気候関連リスク・機会については、TCFDのフレームワークに沿った分析・評価を実施し、より長期の気候関連リスク・機会についての対策検討を進めました。

気候変動に関する当社グループの取り組みを主導するため、2020年11月に気候変動アクション推進委員会を設置しました。また、2021年10月1日付で「グリーンイノベーション推進室」をグリーン専任組織として新設し、気候変動アクション推進委員会をリードしながら、当社グループ全体の取り組みを推進しています。

気候変動アクション推進委員会では、委員長である代表取締役副社長執行役員が、気候変動に関する取り組みの最高責任を負っています。2021年10月時点では、気候変動アクション推進委員会内に11のタスクフォースを設置し、各タスクフォースでは、執行役員等がリーダーとして全社横断で関係者を含めた取り組みを推進しています。

気候変動アクション推進委員会が協議した内容は取締役会へ報告され、取締役会は重要な経営・事業戦略として議論、方針の決定に加え、気候変動問題への実行計画等について監督を行っています。2022年度には、役員や社員の報酬と連動した気候変動関連のKPIも設定し、目標達成に対する社員や経営層の関与の深化を図っています。

## FY2022 気候変動マネジメント体制



## ・戦略（気候関連リスク及び機会に関する戦略）

当社グループは、以下〈気候変動シナリオ分析の概要〉記載のとおり気候変動シナリオの分析を行い、気候変動に関するリスクと機会による影響を把握して、その結果を中期経営計画(2022年度～2025年度)に取り込むことにより、サステナブルな社会の実現に向け、企業・業界の枠を超えた革新的なサービスの提供をより一層推し進める戦略を遂行しています。

また、当社グループでは、事業活動に関わるあらゆるリスクを的確に把握し対応するため、全社的な視点でリスクマネジメントを統括・推進する役員を置くとともに、各部門とグループ会社にてCRO・リスクマネジメント推進責任者を配置しています。年2回内部統制推進委員会を実施し、リスク低減に関する施策を討議するとともに、有効性に対する評価等を行い、その結果を取締役に報告しています。

半期に一度最高責任者の代表取締役副社長執行役員が気候変動アクション推進委員長及び環境保護推進委員長として、各々の会議体を通じ、全社リスクマネジメントの中で気候変動および環境全般に関するリスク管理を行っています。また、リスクの内容と顕在化した際の影響、及びリスクへの対応策に関しては表1（気候関連のリスク）をご参照ください。

(2)

## 〈気候変動シナリオ分析の概要〉

当社グループでは、気候変動に関する事業影響を把握し、気候関連リスク・機会に対する当社戦略のレジリエンスを評価することを目的として、シナリオ分析を実施しています。2021年度は、パリ協定を踏まえて低炭素経済に移行する1.5℃シナリオと、現状予想される以上に気候変動対策が実施されない4℃シナリオを中心に分析を行いました。

1.5℃シナリオでは、カーボンプライシングが導入されるなどの気候変動対策が強化される一方、気候変動の物理的な影響は報告時点（2022年3月末）レベルにとどまり、それ以上の深刻な影響は発生しないと仮定しました。4℃シナリオでは、気候対策は報告年レベルである一方、異常気象の激化等の気候変動の物理的な影響が生じると仮定しています。

その結果、当社グループでは、1.5℃シナリオによる持続可能な社会では、社会の移行に伴うリスクと機会の両方が影響しますが、それ以外のシナリオによる社会では、リスクの影響が大きくなる可能性が高いことが分かりました。各シナリオによるリスク・機会は、それぞれの影響度・発生可能性等を考慮し、事業戦略へ反映させています。

※気候変動シナリオの詳細は、サステナビリティレポートをご参照ください。

NTTデータ サステナビリティレポート2021 Databook : <https://www.nttdata.com/jp/ja/sustainability/report/>

## [リスクの内容と顕在化した際の影響] 及び [リスクへの対応策]

## ・リスクと機会

当社グループは、シナリオ分析に基づき、気候関連リスク・機会による事業への影響を評価し、その結果を気候変動戦略として事業戦略に反映することで、気候関連リスクへの対応を進め、また気候関連の機会実現を図っています。

気候関連リスク・機会に関しては短期・中期・長期の時間軸を考慮し、財務的影響への影響度を高・中高・中・低の4段階、発生可能性をほぼ確実・非常に高い・高い・低い、の4段階で評価しています。気候関連リスク・機会の評価は「表1（気候関連のリスク）」及び「表2（気候関連機会）」のとおりです。

※各評価項目の詳細は「表1（気候関連のリスク）」及び「表2（気候関連機会）」の注記参照

- (1) ガバナンス体制について、各機関・組織の関係や「気候変動アクション推進委員会」の役割等を端的に記載
- (2) シナリオ分析の概要を記載するとともに、詳細情報の参照先としてサステナビリティレポートの掲載箇所を記載

## ● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P25-28

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

表1（気候関連のリスク）

項目	カテゴリー	期間※1	影響度※2	発生可能性	リスクの内容と顕在化した際の影響	財務上の影響（想定）	リスクへの対応策	対策費投資額※4
「気候変動」評価が低いことによる評判低下リスク	移行リスク・評判	短期	高	ほぼ確実	気候変動への対応が遅れることで、海外ESG投資家や国内金融機関からの評価が下がる。仮に海外投資家と国内金融機関からの評価が下がり、株価時価総額が1%下落した場合の株価影響額として試算	株価時価総額（期末時点） ▲340億円	NTTデータグループのサプライチェーンを通じた脱炭素や、お客様・社会のグリーン化の対応加速に向けた専任組織としてグリーンイノベーション推進室※3を設置し、気候変動アクション推進委員会による活動を推進。グリーンイノベーション推進室による活動費・イノベーション投資額（2022年度～2025年度累計）を計上	50億円
異常気象による災害リスク増加	物理的リスク・急性	短期	中高	ほぼ確実	IPCC第6次報告書の地域毎リスクが高い場所にも拠点があり、ハザードマップ等から様々な対策を講じて、事業継続性を確保している仮に、台風により、首都圏を中心とする主要なデータセンターの通信等が5日間ダウンした場合の売上影響額を試算	売上影響 ▲130億円	データセンタ・オフィス・通信等のBCPを最大限高めている。事業継続性のためのデータセンタ、リモートアクセス・メンテナンス環境等の増強・更改費用（2022年度～2025年度累計）計上	80億円
カーボンプライシングによるコスト増加	移行リスク・規制	長期	中高	ほぼ確実	グローバル社会で2050年までのネットゼロ対応が社会的コンセンサスとなり、企業へも法令等による対応要請が高まる。2022年度～2040年度までの残存排出量に対し、国際エネルギー機関IEAネットゼロシナリオのカーボンプライスを掛けてコスト影響額を試算 ※2022年度～2040年度累計 700億円	営業利益影響 ▲70億円 ※4	省エネによる炭素排出削減、再エネ導入による自社サプライチェーンの脱炭素化を推進。省エネ対応・再エネ導入等への投資額（2022年度～2025年度累計）を計上	50億円

表2（気候関連機会）

項目	カテゴリー	期間※1	影響度※2	発生可能性	機会の内容と影響	財務上の影響（想定）	機会実現の対応策	投資額※4
サステナビリティ関連オフリング創出ニーズ増加	製品・サービス	短期	高	非常に高い	お客様の脱炭素の取り組みが加速し、各種産業におけるサステナビリティ関連ビジネスの拡大および、技術革新によるデジタル技術適用の機会増加を想定。2025年度のサステナビリティ関連の新規オフリング創出による売上高を影響額として試算	2025年度 売上影響 +2,000億円	社会全体や各企業における気候変動の適応と緩和等に貢献する技術開発やサステナビリティ関連オフリングの創出に向けた投資額を計上	320億円
サステナブルな社会実現のためのコンサルティングサービス増加	製品・サービス	短期	中高	非常に高い	各種産業におけるサステナビリティ関連ビジネスの拡大に伴い、コンサルティングサービスの機会増加を想定。当社全体のコンサルティング売上高のうち、サステナビリティ関連のビジネスが占める割合を想定し影響額を試算	2025年度 売上影響 +200億円	サステナビリティ関連のコンサルティング人材創出・育成投資や関連する環境整備等コンサルティング強化施策に関連する投資を計上	40億円
レジリエントなクラウドへのニーズ増加	製品・サービス	短期	高	非常に高い	台風や局地的豪雨等の異常気象の増加に加え、脱炭素化要請の高まりから共同利用・機器集約による省エネや再生可能エネルギー導入等が進み、レジリエントかつ脱炭素に貢献するクラウドへの移行ニーズが増加すると想定。当社全体のクラウド関連売上の増分を影響額として試算	2025年度 売上影響 +1,500億円	クラウド関連の技術開発やグローバルデリバリー強化などのクラウド関連投資額を計上	190億円

・ リスク・機会の項目ごとに期間、影響度、発生可能性、影響額試算に当たっての前提、財務上の影響、対応策等を定量的な情報を含めて具体的に記載

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

※1 期間の定義は以下のとおりです。

評価内容	期間	備考
短期	～2025年度まで	2022年度に2025年度までの短期目標・削減計画を設定・策定済
中期	～2030年度まで	SBT認定の2030年までの中期目標を設定済
長期	～2050年度まで	NTTDATA Carbon-neutral Vision2050として長期目標を設定済

※2 影響度の定義は以下のとおりです。

評価内容	影響金額
高	売上高1000億以上、営業利益100億円以上、または株価影響100億以上
中高	売上高100億円以上～1000億円未満、営業利益10億円以上～100億円未満 または株価影響10億円以上～100億円未満
中	売上高10億円以上～100億円未満、営業利益1億円以上～10億円未満、 または株価影響1億円以上～10億円未満
低	売上高10億円未満、営業利益1億円未満、または株価影響1億円未満

※3 2022年7月よりサステナビリティ経営推進部として、取り組み範囲を拡大し、グローバル一体での気候変動対応を推進

※4 2022年度～2025年度の累計額

## ・資本配備

新中期経営計画期間（2022年度～2025年度）における気候関連の対策費・投資額の予定は、「表1（気候関連のリスク）」及び「表2（気候関連機会）」の「対策費・投資額」のとおりです。（以下再掲）

項目		対策費・投資額
リスク1	「気候変動」評価が低いことによる評判低下リスク	50億円
リスク2	異常気象による災害リスク増加	80億円
リスク3	カーボンプライシングによるコスト増加	50億円
機会1	サステナビリティ関連オフリング創出ニーズ増加	320億円
機会2	サステナブルな社会実現のためのコンサルティングサービス増加	40億円
機会3	レジリエントなクラウドへのニーズ増加	190億円
気候関連投資予定総額		約730億円

・ シナリオ分析における期間及び影響度の定義を具体的に記載

## ● S O M P Oホールディングス株式会社（2/2） 有価証券報告書（2022年3月期） P30-35

## 【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(中略)

## ③ リスク管理

当社は、グループの経営理念・パーパスおよび経営計画における目指す姿の実現に向けて、その達成確度を高めるためにリスクアペタイトフレームワークを構築し、「取るリスク」、「回避するリスク」を明確にしております。自然災害リスクについても、リスクアペタイトを明確化するとともに、自然災害が発生した場合に想定される保険金支払を気象学等の科学的知見や当社商品特性を踏まえて定量的に把握したうえで、財務健全性や収益性、利益安定性への影響、再保険マーケットの動向等をふまえて、再保険方針およびグループ全体のリスク保有戦略を策定し、管理しております。

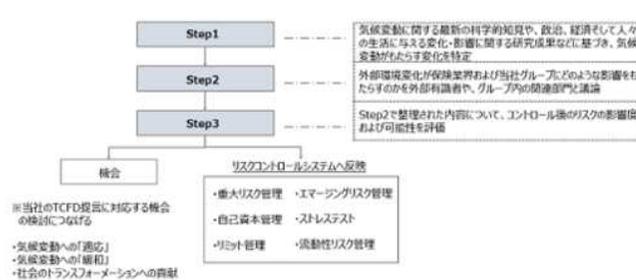
気候変動リスクは、戦略的リスク経営（ERM）のリスクコントロールシステムの重大リスク管理、自己資本管理、ストレステスト、リミット管理、流動性リスク管理の枠組みにおいて、多角的なアプローチでコントロールしております。詳細は、「(1) 主要なリスクの管理体制・枠組み」をご参照ください。

## ア. 気候変動リスクフレームワーク（気候変動リスクの特定、評価および管理）

自然災害リスクを含む気候変動リスクに関しては、気候変動が保険事業以外を含めた当社グループの事業の様々な面に影響を及ぼすこと、その影響が長期にわたり、不確実性が高いことを踏まえて、既存のリスクコントロールシステムを補完し、長期的な気候変動が様々な波及経路を通じて当社グループに影響を及ぼすシナリオを深く考察してリスクを特定・評価および管理するための気候変動リスクフレームワークを構築しております。

気候変動リスクフレームワークでは、気候変動の複雑な影響を捕捉するために、以下の3ステップで評価を行い、「② 気候関連のリスクと機会への対応（戦略）」で述べたリスクと機会を整理しております。

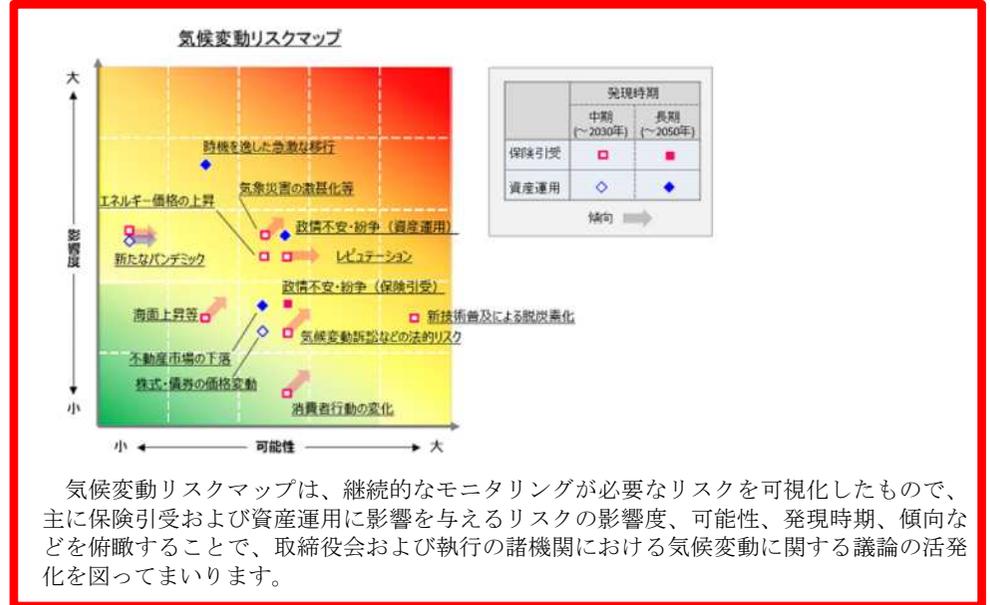
気候変動リスクフレームワーク



2022年は、探索的評価と位置づけて、IPCC、世界経済フォーラムなど外部機関の研究成果を踏まえて、起こり得る政策的移行パターン（下表）を想定したリスク評価を行い、気候変動リスクマップとして可視化しました。

A. 緩やかに移行	温暖化の進行により広い地域が熱波に襲われ、深刻な食糧危機や水不足が発生。甚大な自然災害の頻発から死亡率も上昇。政治的不安定から地域紛争、テロ拡散、難民の増大。
B. 直ちに大幅な移行	脱炭素政策の急激な推進によって化石燃料価格が高騰し、産業空洞化や急激なインフレ等からG7諸国の経済に大きな悪影響を及ぼす。
C. 各国が異なるスピードで移行	各国・地域が異なるスピードで政策的・技術的移行を進めるため、地政学的・経済的な摩擦や各国間の格差が拡大。

## (2)



気候変動リスクマップは、継続的なモニタリングが必要なリスクを可視化したもので、主に保険引受および資産運用に影響を与えるリスクの影響度、可能性、発現時期、傾向などを俯瞰することで、取締役会および執行の諸機関における気候変動に関する議論の活発化を図ってまいります。

## イ. 既存のリスク管理フレームワークとの統合

気候変動リスクフレームワークで捉えたリスクの認識は、重大リスクの「主な想定シナリオ」に反映して管理を行い、また、気候変動との間で相互に影響を与える事象である「生物多様性の喪失」はエマージングリスクとして調査研究を行っております。（下表）気候変動に関連する重大リスク等と主な想定シナリオ

重大リスク・エマージングリスク	気候変動に関連する主な想定シナリオ
気候変動リスク（物理的リスク）	台風・ハリケーンの激甚化または頻度増加による火災保険等の保険金支払い、再保険コストの増大。
気候変動リスク（移行リスク）	脱炭素に向けた政策・法規制の強化、技術革新の進展による株式・債券の価格変動など。
事業中断リスク	想定シナリオを超える大規模自然災害等の発生に伴う重要業務停止の長期化、人命被害など。
パンデミック	森林減少や永久凍土の融解による重大な新興感染症パンデミックの発生増加。
生物多様性リスク	気候変動に伴う生態系の破壊などにより生物多様性が毀損。農作物の生育などに悪影響が及ぶ。

また、気候変動リスクフレームワークを通じて得られた知見を、既存のリスクコントロールシステムの枠組みである自己資本管理、ストレステスト、リミット管理、流動性リスク管理に反映させていく事で、リスク管理全体の高度化を図ってまいります。

(1) リスクの特定、評価及び管理の方法を端的に記載

(2) リスクに影響度と発生可能性の観点で整理し、「気候変動リスクマップ」として平易に記載

● 三機工業株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P15-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

■ リスクと機会

分類	想定される事象	影響度		時間軸	当社グループに対する リスク・機会の考察	対応策
		2℃未満 シナリオ	4℃未満 シナリオ			
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンプライシングによる建設コスト増</li> <li>CO<sub>2</sub>排出規制による事業への制限</li> <li>気候変動に関する情報開示要求の高まり</li> </ul>	大	小	中・長	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーのカーボンニュートラル技術導入要求が増え、建設コストが高騰する</li> <li>カーボンニュートラル実現のためのグリーン電力切替やグリーン電力証書などの環境価値購入コストが増加する</li> <li>開示情報不足による企業評価や企業ブランドの低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子調達システム、集中購買による調達力強化</li> <li>自社のカーボンニュートラルを進める設備投資の実施</li> <li>サプライチェーン排出量削減活動の推進</li> <li>積極的な情報開示活動の推進</li> </ul>
物理リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>気温上昇による労働条件への影響度増加</li> <li>異常気象の深刻化、増加</li> </ul>	小	大	中・長	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症等の労働災害リスクが増大する</li> <li>異常気象による、工事中断、遅延リスク</li> <li>資機材の調達遅延が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工中の労災やトラブルを防止する技術の向上</li> <li>施工現場でのロボットによる代替技術の開発により、労働環境向上を推進</li> <li>実効的なBCPを維持するためBCMSの構築、運用</li> <li>DXによる品質、生産性向上と労働時間抑制の両立</li> <li>経営トップ主導「スマイルプロジェクト(働き方改革)」の継続</li> <li>BIMの活用促進</li> </ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ、再エネ関連需要の増加</li> </ul>	大	中	短・中・長	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネニーズが高まり、ZEB案件や省エネ案件の需要が増加する</li> <li>再生可能エネルギー事業の需要が増加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会実現に向けた新技術開発の促進</li> <li>客先省エネ提案によるCO<sub>2</sub>削減量と環境保全活動への寄付を組合せた制度である「SANKI YOU エコ貢献ポイント」制度の強化</li> <li>オープンイノベーションの推進（興業種・大学・ベンチャー連携）</li> <li>再生可能エネルギー発電など創エネルギー関連事業の展開</li> <li>脱炭素技術（省エネルギー・創エネルギー等）他、次世代に向けた成長投資</li> <li>自動化、省人化市場のさらなる開拓</li> <li>BIMの活用促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>レジリエンス技術に対する需要の拡大</li> </ul>	大	大	中・長	<ul style="list-style-type: none"> <li>レジリエンス需要増大</li> <li>レジリエンス対応サービスの需要増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビルICTトータルインテグレーション事業の強化</li> <li>LCE事業（ストックビジネス）の推進</li> <li>構内情報通信インフラ事業拡大</li> <li>コンサルティングサービスメニューの拡充</li> <li>省エネ技術と顧客ニーズに迅速に対応する体制強化</li> </ul>

＜リスク管理＞

当社グループでは、事業に係るリスクを統括するリスク管理委員会においてリスクを洗い出し分類したうえで、所管する分科会、コントロールの内容などを定め、影響度や頻度等を可能な限り計量化して評価し、それらの優先順位や対応方針を策定・実施し、定期的に見直しを行っております。

気候関連のリスクに関しては、気候変動リスク分科会において、評価やコントロールを検討し、リスク管理委員会に報告しております。決定された施策に関しては、評価したリスクの重要性に応じてサステナビリティ委員会、経営会議、取締役会に上程され、審議・決定し、サステナビリティ推進会議と連携し、グループ全部門へ展開されております。中期経営計画の施策として取り上げられたものは、各部門の執行計画に組み込み、進捗を管理しております。

＜指標と目標＞

－ SANKIカーボンニュートラル宣言 －

三機工業グループは、世界が直面する気候変動問題に真摯に取り組み、グループ自らの温室効果ガス排出量（Scope1, 2）においては2030年までに、サプライチェーンを含む温室効果ガス排出量（Scope1, 2, 3）においては2050年までにカーボンニュートラルを目指します。

(2)

■ 当社グループサプライチェーン排出量

Scope・Category	該当する活動	排出量 (ton-co <sub>2</sub> )		増減率 (%)	
		2020年度	2021年度		
Scope1	直接排出	1,658	1,722	+4%	
Scope2	エネルギー起源の間接排出	6,403	6,127	▲4%	
<b>Scope1, 2 計</b>		<b>8,061</b>	<b>7,849</b>	<b>▲3%</b>	
Scope3	その他の間接排出	6,161,990	5,005,392	▲19%	
Category	1 購入した製品・サービス	344,460	345,217		
	2 資本財	7,419	5,518		
	3 Scope1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	1,006	1,336		
	4 輸送、配送(上流)	819	1,123		
	5 事業から出る廃棄物	1,481	1,744		
	6 出張	332	401		
	7 雇用者の通勤	658	965		
	11 販売した製品の使用	5,800,139	4,643,385		
	12 販売した製品の廃棄	1,483	1,381		
	13 リース資産(下流)	4,193	4,322		
	<b>Scope1, 2, 3 計</b>		<b>6,170,051</b>	<b>5,013,241</b>	<b>▲19%</b>

\* カテゴリ8～10、14～15は該当なし

(1) リスク・機会の項目ごとに影響度、時間軸、事業への影響、対応策を端的に記載

(2) GHG排出量（Scope1～3）の実績を記載するとともに、Scope3はカテゴリーごとの内訳も記載

## ● 株式会社サンゲツ（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P16-17

## (1) 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

## 4) 指標と目標

当社は、中期経営計画（2020-2022）〔D.C.2022〕において、事業活動（Scope1&2）における環境負荷の低減に向けた定量目標を設け、取り組みを進めています。目標と2021年度（速報値）までの進捗は、以下の通りです。

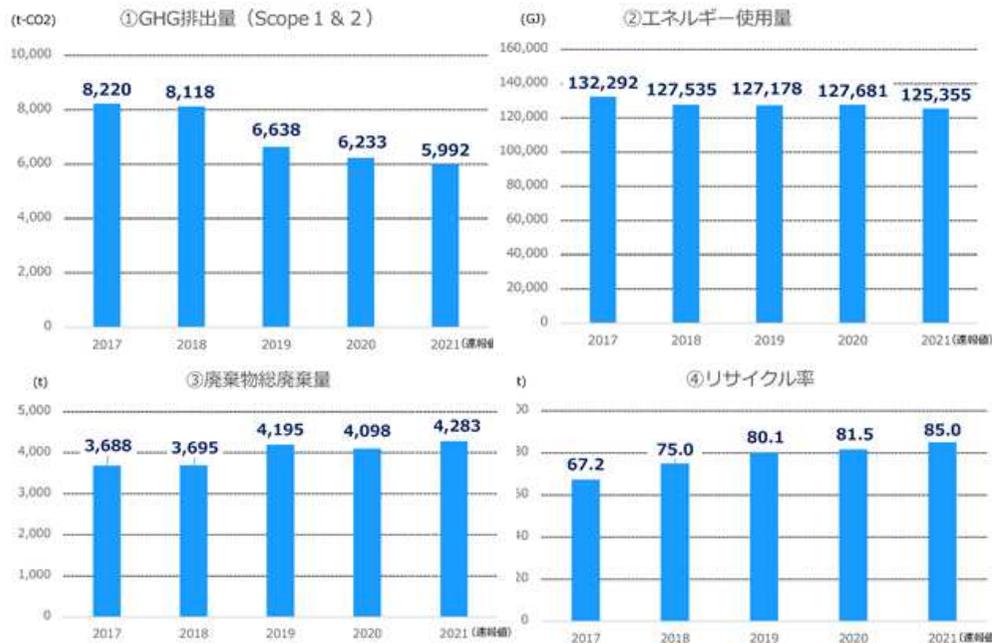
## ①環境負荷低減に向けた定量目標

2023年3月期目標

- ・GHG排出量（Scope 1 & 2）：カーボンニュートラル（2031年3月期目標）
- ・エネルギー使用量：4.0% 削減（2018年度比）
- ・廃棄物総廃棄量：4.0% 削減（2018年度比）
- ・リサイクル率：83.0% 以上

## ②上記目標における進捗状況（単体）

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (速報値)
GHG排出量（Scope 1 & 2）	t-CO2	8,220	8,118	6,638	6,233	5,992
エネルギー使用量	GJ	132,292	127,535	127,178	127,681	125,355
廃棄物総廃棄量	t	3,688	3,695	4,195	4,098	4,283
リサイクル率	t	67.2	75.0	80.1	81.5	85.0



## (2)

## ③今後の取り組み

2030年度の当社単体でのカーボンニュートラル実現に向けて、設備更新などでの「省エネ」、太陽光発電設備導入による「創エネ」、再生エネルギー調達による「再エネ」、植林・電力証書・排出権などでの「オフセット」などを計画的に実行してまいります。

GHG排出量カーボンニュートラルに向けた計画値

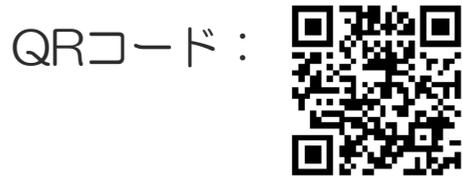


- (1) 定量目標としてGHG排出量に加え、エネルギー使用量、廃棄物総廃棄量、リサイクル率を設定し、それぞれの推移状況を定量的に記載
- (2) カーボンニュートラルに向けた各年度のGHG排出量の計画値を図示しながら平易に記載

## 【参考】企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）

- 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）

URL：<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>



→ 「企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）」には、主に以下の内容を掲示

- 記述情報の開示の好事例集
- 記述情報の開示に関する原則
- 企業内容等の開示に関する内閣府令および企業内容等開示ガイドライン等
- 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（報告書等）



ご清聴ありがとうございました。



金融庁広報誌  
アクセスFSA

